

国民年金だより

令和元年12月1日発行
 発行 福生市
 編集 市民部保険年金課
 〒197-8501
 福生市本町5番地
 ☎ 042-551-1670 (直通)

年金生活者支援給付金

制度がはじまりました

(令和元年10月1日施行)



年金生活者支援給付金とは、年金収入やその他の所得が一定基準額以下である年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。給付金を受け取るためには、請求書の提出が必要となります。

(なお、支給要件を満たしても日本国内に住所がない場合、刑事施設等に拘禁されている場合は支給されません。)

● 高齢者への給付金 ● ～ 金額は令和元年度のものです ～

老齢基礎年金を受給している方で、以下の(1)～(3)全ての要件を満たしている方に支給されます。

- (1) 本人が65歳以上である
- (2) 世帯員全員の市民税が非課税である
- (3) 本人の前年の公的年金等収入額とその他所得額の合計(以下、所得等合計額)が879,300円以下である
 - ① 779,300円以下 … 「老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。
 - ② 779,300円より多く879,300円以下 … 「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。
 (①を支給したことにより、②の対象者と収入の逆転が起こらないよう支給するものです)



給付額は、保険料の納付期間と免除期間に基づいて算出します。

- (a) 保険料納付済期間に基づく額(月額)
 $5,000 \text{円} \times \text{保険料納付済月数} \div 480 \text{月} (= \text{被保険者月数 (注1)})$
- (b) 保険料免除期間に基づく額(月額)
 $10,834 \text{円 (注2)} \times \text{保険料免除月数} \div 480 \text{月} \quad (\text{注2}) 1/4 \text{免除については} 5,417 \text{円となります。}$

給付額 上記(3)の①と②で算出方法が異なります。

- ① 老齢年金生活者支援給付金
 上記(a)と(b)を合算した額となります。例えば、保険料を300月納付し、全額免除が60月あった場合で考えると、
 $(5,000 \text{円} \times 300 \text{月} \div 480 \text{月}) + (10,834 \text{円} \times 60 \text{月} \div 480 \text{月}) = 4,479 \text{円 (月額)}$ となります。
- ② 補足的老齢年金生活者支援給付金
 上記(a)に対し、一定の支給率 $((879,300 \text{円} - \text{所得等合計額}) \div 100,000 \text{円})$ を乗じた額となります。なお、保険料免除月数については考慮されません。
 例えば、所得等合計額が80万円の方が保険料を300月納付していた場合で考えると、
 $(5,000 \text{円} \times 300 \text{月} \div 480 \text{月}) \times ((879,300 - 800,000) \div 100,000) = 3,125 \times 0.793 = 2,478 \text{円 (月額)}$

(注1) 昭和16年4月1日以前に生まれた方の被保険者月数は、別途規定された月数となり、480月より少なくなります。

● 障害者や遺族への給付金 ●

障害基礎年金、または遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が462万1千円(注3)以下の方に支給されます。支給額(月額)は、障害基礎年金1級の方が6,250円、障害基礎年金2級の方および遺族の方(注4)が5,000円です。

(注3) 扶養親族の数によって増額となります。

(注4) 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の人数で割った金額がそれぞれに支給されます。

● 請求方法 ●

◆平成31年4月1日以前より年金を受給している方
令和元年9月から順次、対象となる方へ日本年金機構から案内が送付されています。同封の請求書に必要事項を記入の上、日本年金機構へ返送することになっています。
まだ提出していない方は、至急ご提出ください。

● お問い合わせ ●

「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」をご利用ください。
日本年金機構より案内が届いている方は、お手元にご用意の上でお問い合わせください。

【受付時間】

月曜日 8:30～19:00（祝日は翌日以降の開所日初日）
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日についてはご利用いただけません。

◆平成31年4月2日以降に年金を受給した(する)方
各種年金請求の際に、年金生活者支援給付金の請求も併せて行います。したがって提出先は、年金請求先（年金事務所あるいは市役所）と同じになります。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル
0570-05-4092

050より始まる電話からの場合は、
03-5539-2216 へおかけください。

よくあるご質問

Q 年金生活者支援給付金は、1回だけしか受け取ることができないのでしょうか？

A 年金生活者支援給付金は、恒久的な制度ですので、支給要件を満たしているかぎり継続して受け取ることができます。

Q 来年以降も年金生活者支援給付金を受け取るためには、毎年手続きが必要ですか？

A 年金生活者支援給付金を受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしていれば、翌年以降の手続きは原則として不要です。

ただし、支給要件を満たさなくなったことで年金生活者支援給付金を一度受け取れなくなった場合、その後支給要件を満たしたことにより再度受け取ろうとする場合は、改めて請求手続きが必要となります。

Q 振り込みはいつになりますか？

A 年金と同じく、偶数月の中旬に前月分までが振り込みされます。例えば、10月分と11月分については、12月中旬に振り込まれます。年金と同じ日に、同じ口座へ別々に振り込まれます。

Q 請求はいつまでにすればよいのでしょうか？さかのぼって受け取ることはできますか？

A 年金生活者支援給付金は、年金ではなく福祉的な給付金であるため、請求した日の翌月分からしか受け取ることができません。例えば、1月中に請求手続きを行ったとすると、受け取ることができるのは2月以降の分からということになり、1月以前の分をさかのぼって受け取ることはできません。

ただし、制度施行の特例として、令和元年12月までに請求手続きを行えば、10月分からさかのぼって受け取ることができます。

まだ請求していない方は、12月中に必ず手続きを行うようにしましょう。

Q 世帯の構成が変わったため、支給要件を満たさなくなったと思うのですが？

A 年金事務所へお問い合わせいただければ、支給要件の確認や手続きの案内をしてもらえます。手続きを行った翌月分からの支給となりますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

- ◆福生市役所 保険年金課 保険年金係
☎ 042-551-1670(直通)
- ◆青梅年金事務所
☎ 0428-30-3410
- ◆年金生活者支援給付金専用ダイヤル
☎ 0570-05-4092
(050から始まる電話からは☎03-5539-2216)



国民年金相談

福生市役所では、年金相談員による「国民年金相談」を行っています。お気軽にご相談ください。
(来庁の際は、本人確認ができるものをお持ちください。)

- ◆相談日：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ◆時間：午前9時～正午、午後1時～4時
- ◆場所：市役所1階5番、保険年金課窓口